

新学習指導要領のポイントと新しい特別支援教育について

東京から全国特別支援学級設置学校長協会会長の山中ともえ先生をお迎えして、研修会を開催しました。新学習指導要領が平成29年に公示されてのタイムリーな演題で、関心も高く100人程入る会場は満席状態でした。具体的に教えていただき充実した2時間半の学びでした。

以下主だったことを報告いたします。

1. 特別支援教育の歴史と現状

昭和の「養護学校教育義務制」、平成の「通級による指導法制化」、「特殊教育から特別支援教育」、「インクルーシブ教育システム」と制度が整うごとに、支援対象が広がり、学びのシステムも多様になってきた。

今回の新学習指導要領は、平成24年障害者権利条約の批准後初めての指導要領改訂である。そして、特別支援教育がより充実したものになるために新設された項目もある。



2. 新設されたポイント

小・中学校学習指導要領の総則に『特別な配慮を必要とされる児童への指導』が新設された。その中に「自立活動を取り入れる事」という項目がある。自立活動には、『健康の保持・心理的な安定・人間関係の形成・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション』の6区分27項目が示されている。これらの中から個々の児童に応じて必要な項目を指導しなければならない。自立活動は、学習上・生活上の困難を克服して自立するために必要なものとして設けられている。

また、『健康の保持』の区分の中に「障害特性の理解と生活環境の調整に関する事」という項目が新設された。ICT使用など特性に応じた配慮を行うためには、特性への自己理解が必要であると同時に周りの理解を得るためにもこの項目の意味は大きい。

さらに、『全ての教科についての指導内容や取扱い』が新設された。その中で(現行の総則に記されていた)「障害ごとの配慮」から「学びの過程で考えられる困難さごとの配慮」に変更された。配慮例が具体的でわかりやすくなった。どの教科でも指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うためである。



特別支援学校小・中学部指導要領では、知的障害児童に対して学習目標が3領域「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」の3領域にまとめられた。これは、通常の小・中学校との学びの連続性を考慮し、教科のねらいを大事にするためである。

3. カリキュラム・マネジメントの側面

3つの側面の中の1つ「PDCAサイクル」については、指導者自らがしっかりとアセスメントをして目標を明確にすることで、具体的な評価につながる事。そのために指導計画や教育支援計画を作成して効果的に活用する事が求められている。

山中先生から、増え続けている支援を必要としている多様な児童・生徒のために、指導要領を読み込み、その意図をしっかりと意識して取り組むことの大切さを学ばせていただきました。